

一般社団法人日本デフバレーボール協会
選手等の不服申立規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下「本協会」という。）と選手等との間に発生した紛争・齟齬に関し、迅速かつ適切に解決することを目的として定める。

第2条 （不服申立）本協会に登録している選手、監督、コーチ、トレーナーその他の競技支援要員（理事を除く）からの、本協会のする決定に対する不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

2 不服申立ての対象となる決定には、以下に掲げる事項を含むが、これに限られない。

- (1) 代表選手選考に関する事項
- (2) 選任、解任等人事に関する事項
- (3) 本協会の「倫理・懲罰に関する規程」に基づく処分
- (4) 「スポーツ仲裁規則」で認められる事項
- (5) その他本条各号に関連する一切の事項

附則

1 この規程は、2021年9月30日から施行する。

2 この規程は、2026年10月1日から施行する。